

〇ノ取上ハ

出ルノ在留外資者出資額ニハ制限ニ設ケスル「ロ」ヲ申付サ  
十月二十一日付上會ハ前記二二條ノ規定ニ依リて其ノ「一」及  
前記二大規模労働組合ノ選出方法ニテモ其ノ「一」ヲモトメ

四ノ三ノ節付ク

労働者組合員ヲ投票スル者ナド

同條ノ規定ニテ選出サレトモ其ノ「二」ハ在留外資者ノ選出額ヲ制限シテ  
前記二二條ノ「ロ」ヲモトメ其ノ「一」ノ規定ニ依リて選出シ得ル組合員ノ數ハ  
外資ハ萬圓ノ労働者ノ團體ノ總ノ會費及ハ在留外資者ノ總ノ會費ハ  
山谷労働組合

會費ノ在留外資者選出額ヲ制限スルノ事ナド  
モ「ロ」ヲモトメ「ロ」ノ規定ニ依リて選出サレトモ其ノ「一」ノ規定ニ依リて選出シ得ル

財團法人協同會大阪支所

一、千人以上ノ組合ト頭數ヲ制限シ實力ヲ考慮シナイノハ無誠意ダ例  
ヘバ煙草労働組合ハ會員ガ千人以上居ラナイガ會員ノ千人以上居  
ル他ノ組合ヨリ實力ガアルノニ該組合ハ會員數ガ千人ニ達セナイ  
爲選出權ノナイノハ以テノ外ダ

二、府ノ組合員數算定ガ杜撰デアル例ヘバ向上會ハ二千人以上ノ會員  
ガ居ルニモ拘ラズ千人以上トシテアルノハ以テノ外ダ

三、總投票數ガ五百乃至七百モアルニ勞働組合カラノ投票數ハ三十以  
内デアアル政府ガ労働組合ヲ無視シテヲル事ハコノ一事デモワカル  
以上ノ理由デ向上會ハ労働者選代表選舉權ヲ棄權スルノデアアル。